

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

| | | |
|-----------------------|----------------------------|--------|
| 開催日及び場所 | 平成31年1月30日(水) 最高裁判所小会議室 | |
| 委員 | 委員長 秋山 哲一 (東洋大学理工学部建築学科教授) | |
| | 委員 秋山 靖浩 (早稲田大学大学院法務研究科教授) | |
| | 委員 金子 裕子 (早稲田大学大学院会計研究科教授) | |
| 審議対象期間 | 平成30年4月1日から平成30年9月30日 | |
| 抽出案件 | (備考) | |
| 工事 | 一般競争 | 3件 |
| | 公募型及び工事 希望型指名競争 | - |
| | 通常指名競争 | - |
| | 随意契約 | - |
| 建設コンサルタント業務 | 一般競争 | - |
| | プロポーザル方式 | - |
| | 随意契約 | - |
| | 総件数 | 3件 |
| 委員からの意見・質問及びそれに対する回答等 | 意見・質問 | 回答 |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | なし | |

(別紙)

| 意見・質問 | 回答 |
|--|--|
| <p>(抽出案件について)</p> <p>1 水戸地家簡裁庁舎受変電設備等改修工事</p> <p>※ 本件は、受変電設備及び電力貯蔵設備の改修工事で、低入札となった案件</p> <p>・予定価格を積算する際に、メーカーから見積書を徴取して査定率を算出しているということであるが、既存のメーカーに対して見積もりを依頼するのか、違うメーカーに対しても依頼するのか。</p> <p>・見積書を徴取した3者間において、金額に大幅な違いはあるのか。また、採用される見積書は、どのように決められるのか。</p> <p>・労務費について、適正な賃金が支払われていることは確認しているのか。</p> <p>・予定価格を積算する際に、恒常的な取引関係における業者の割引率を考慮することは難しいと思われ、低入札価格の業者に対しては、特別重点調査による低入札価格ヒアリングにおいて適正な施工の確保が確認できると思うが、他方、低入札価格の案件が増えた場合、裁判所の予算が減額されるようなことにはならないのか。</p> <p>・著しく価格の低い低入札案件については、適正な施工の確保が重要だと思われるので、工事監理に重点を置く必要があると思う。</p> <p>2 山形地裁あかねヶ丘宿舎改修工事</p> <p>※ 本件は、屋上防水改修及び外部改修等の工事で、1者入札となった案件</p> | <p>・見積書の聴取は既存メーカーだけではなく、3者から徴取して、その後、電話等でヒアリングを行い、各メーカーの実勢価格を聴取して査定率を算出している。</p> <p>・本件においては、3者間に大幅な違いはなく、一番安価な見積書を採用した。</p> <p>・低入札価格ヒアリングにおいて、労務費単価等に関する資料を提出させ、適正価格かどうか確認している。</p> <p>・公共工事の単価は決められているので、低入札価格の案件が増えたとしても予算上の問題は生じない。</p> |

| 意見・質問 | 回答 |
|---|--|
| <p>・裁判所においては、業者が入札に参加しやすくするために早期発注を心掛けているということであるが、本件は6月に入札公告を行っており、早期発注をしなかった理由はなぜか。</p> <p>・本件は、工期末が2月28日であるが、屋上防水改修や外壁改修は雪が降れば行えないのであるから、工期をもっと短くすることはできなかったのか。</p> <p>・入札に参加しなかった業者は、どのような事情であったか。</p> | <p>・平成29年度補正予算案件の執行や本件よりも降雪量が多い地域の案件を優先しなければならぬ事情から、6月に入札公告を行うことになった。</p> <p>・本件は屋外の改修工事だけではなく、建物内部の全面的な改修工事も含まれているため、工期を2月28日までと設定した。</p> <p>・電話でヒアリングを行った結果、配置予定技術者が不足しているためとの説明であった。</p> |
| <p>3 大阪高地簡裁庁舎本館耐震改修工事</p> <p>※ 本件は、契約締結後、評価値の算出方法に誤りがあることが判明した案件</p> <p>・評価値が最も高い業者ではないA社と契約を解除して、本来の落札者であるB社と契約を締結したということになるとA社に損害金を支払うこととなり、損害の範囲はA社が準備に要した費用になると思われるが、A社との契約を維持してB社が損害金を請求してきた場合には、逸失利益なども含まれ賠償の範囲の特定が難しいと思うが、発注者側で検討はしたのか。</p> <p>・A社と契約を維持してB社から逸失利益を請求された場合、全額認められるか分からないが、本来の落札者であるB社と契約を締結する必要はあったと思う。</p> <p>・評価点の算出方法をルーティンワーク的に行ってしまうと間違いを起しやすく、再発防止策を検討していただければと思うが、評価点の計算をするに当たり、システム的にチ</p> | <p>・本件は、A社と契約を締結してから評価値の算出方法に誤りがあることが判明した期間が短かったため、A社の工事着手の程度が少ない事案であったが、A社との契約を維持してB社から損害金を請求された場合には、逸失利益を含め高額な損害金を請求されたと思う。</p> <p>・計算表は従前からエクセルで作成されたものを使用しているが、正しい関数が入力されているか再度チェックを行い、現在は正しい関数が入力された計算表を使用している。</p> |

| 意見・質問 | 回答 |
|---|--|
| <p>エック機能が働く計算表を作成することは可能か。</p> <p>・費用と効果を考慮する必要があるが、簡単に計算式が崩れない計算表を使用することも必要かと思う。</p> <p>・本件はA社と契約を締結してから発覚するまでの期間が短かったため、比較的解決しやすかったと思うが、ある程度施工が進んでから発覚した場合など発覚のタイミングによっては複雑な事案になると思うので、計算方法を含め手続に関しては十分に注意をして、本件を機会に再発防止策を図ることが重要である。</p> | <p>・そのように受け止めており、関係職員だけではなく、各高等裁判所に対しても情報提供を行い、同種事案の処理に関する注意喚起を徹底した。</p> |